

第三次 伊万里市子どもの読書活動推進計画 <平成28年5月策定>

第1章 計画の趣旨

情報化やグローバル化社会の進展にあつて、インターネットやゲーム、携帯電話などの情報メディアの普及や生活環境の変化により、子どもの「読書離れ」は、加速化してきました。そこで「子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きるための力を身に付けていく上で欠かせないものであり、社会全体でその推進を図っていくことは、極めて重要である。」として、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律（第154号）」が施行されました。

この法律に基づき、国の「第一次子どもの読書推進に関する基本的な計画」が平成14年に、第二次計画が平成20年、さらに第三次計画が25年5月に制定されました。その間、平成17年には、「文字・活字文化推進法」が成立し、平成19年の「学校教育法」の改正では、普通教育の目標のひとつに「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し使用する基礎的な能力を養うこと」が新たに規定されました。さらに平成26年には、学校図書館法の一部改正が行われ、学校司書が初めて法律で位置づけられることとなりました。

佐賀県では、平成16年7月に「佐賀県子どもの読書推進計画」を策定し、家庭、地域、学校での子どもの読書活動に必要な取組を展開してきました。

伊万里市においては、平成16年の第一次計画を見直し、平成22年に「第二次伊万里市子どもの読書活動推進計画」を策定しました。その間、平成19年には、全国の市では始めて「家読」に取組み、これを中心にこどもの読書環境の充実に努めてきました。また、平成22年10月には、市民図書館15周年を記念し、「こども読書のまち・いまり」を宣言し、ブックスタートや自動車図書館での保育園や小学校への巡回、小・中学校での朝の読書などにより家庭・地域・学校での子どもの読書活動推進を図ってきました。

しかし、依然として年齢が上がるにつれて、読書離れが顕著になる傾向は改善されておらず、学校図書館との連携や整備充実などさらに取り組むべき課題があります。

また、障害者差別禁止法が平成28年度から施行されるので、これをふまえ障害のある子どもへも柔軟に対応していく必要があります。

このため、全計画における事業の課題を検証し、「第三次伊万里市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

この計画に基づき、伊万里市のすべての子どもが、本と出会い、本に親しみ、生きる力と自ら学ぶ力を育てる読書習慣を身に付けていけるよう、行政はもとより、家庭・地域・学校・図書館及び関係団体が、さらに協力し、連携を深め、読書活動の機会の提供と環境整備に取り組んでいきます。

第2章 基本目標

基本目標

「楽しく・いきいき・すすんで読書！」

子どもが自ら進んで読書をするときは、本当に楽しみながら、生き生きとしています。そこで『こども読書のまち・いまり』宣言の実現を目指して、子どもが読書を楽しみ、本を読む環境の整備に努めると共に、家庭・学校・地域や図書館などが連携して、朝読みや家読を始めとした読書活動を進めます。

基本方針

1. 子どもの読書を支える環境づくり

子どもが進んで読書に親しむためには、

- ①いつでも どこでも 身近に本のある環境
- ②読みたい本に出会える 豊富な資料
- ③子どもに本を手渡す 専門的知識のある人が不可欠です。これらの読書環境の整備に努めます。

2. 家庭・学校・地域や図書館などの協働による取組

子どもが読書に親しむ機会の充実のため、家庭、保育園、幼稚園、学校、公民館及び図書館がそれぞれの役割を果たし、協働を進めるように努めます。

3. 子どもの読書活動の意義及び意識の啓発並びに家読の普及

子どもの主体的な読書活動を進めるためには、保護者や教師、保育士等、子どもに身近な大人が、読書への理解と関心を深めることが大切です。子どもを取り巻く地域社会全体で、子どもの心を育てる読書活動の意義や重要性について、普及・啓発を図り、家読の推進に努めます。

計画の実施期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

また、子どもの読書活動推進委員会において、実施状況の確認を行います。

第3章 計画の目指すもの

「楽しく・いきいき・すすんで読書！」

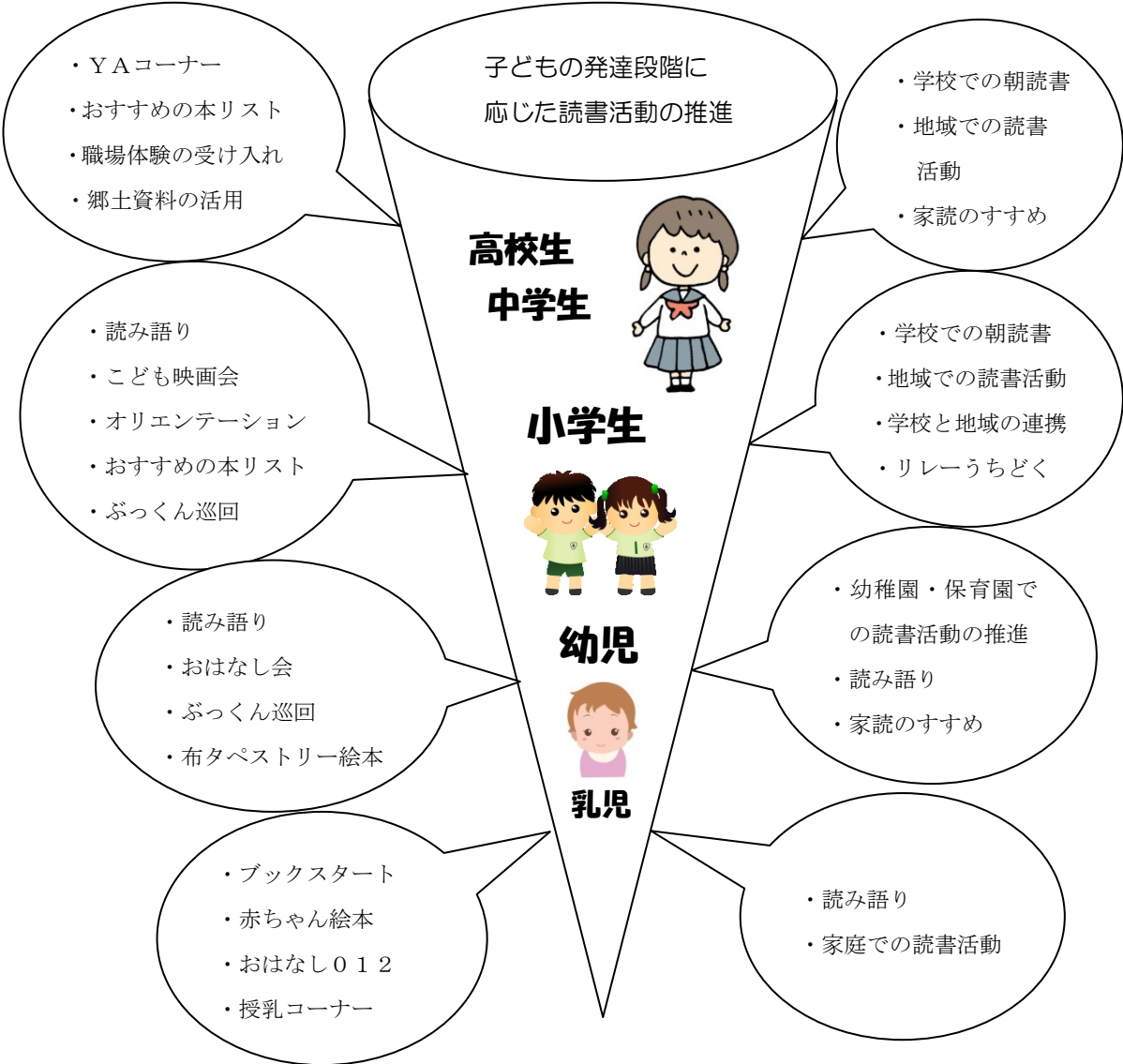
子どもの読書を
支える環境づくり

家庭・学校・地域・
図書館等の協働に
よる取り組み

子どもの読書活動の
意義及び意識の啓発
並びに家読の普及

【図書館】

【家庭・学校・地域】



第4章 子どもの読書活動推進のための方策

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

テレビやゲームとともにインターネットや携帯電話などの急速な普及は、大人だけでなく子どもたちの生活環境も大きく変化させました。子どもの生活時間の変化や物事に対する興味や関心の多様化は、読書習慣の形成を妨げる一つの原因であり、「読書離れ」や「活字離れ」を引き起こしています。また、保護者自身の読書への関心も低下しています。

子どもにとって一番身近な読書環境は家庭です。家庭の中で大人が、子どもの読書活動の意義や重要性について理解し、率先して読書に親しみ、家族ぐるみで読書する環境をつくる必要があります。そのため、本市では平成19年から家読に取り組んでいます。

平成27年のアンケートでは、5歳児の家庭で毎日読み語りをしている割合が、前回に比べ半減していることが判りました。そこで、今回の計画では、保護者に向けて家読の実施を積極的に働きかけていくことを目標に掲げます。

◆目標

- ①子どもに関わるあらゆる機関における、あらゆる方法での読書の啓発
- ②家庭での読書習慣の形成
- ③家読の推進

◆方策

①家庭への理解の促進

3ヶ月健診のブックスタートで絵本とパンフレットを手渡しているが、引き続き年齢に応じ絵本の大切さを伝える資料や本のリストを配布します。図書館だよりや市の広報誌、各機関からの刊行物、園や学校からのお便りでも家読を呼びかけます。

②保護者の学習機会への参加

家庭教育に関する講座や、保育園・幼稚園、学校などで開催される家読や読書の啓発事業に参加し理解を深めます。

③家読の実施

家読やノーテレビ・ノーゲームデーを子どものいる家庭で実施します。やり方の例としては、各家庭でルールを決めてもらう、又は園・学校・学級単位で取り組む「寝る前の読み語り」「毎日15分読書」に積極的に参加するなど、が挙げられます。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

地域コミュニティの拠点である公民館では様々な社会教育活動を展開しています。世代を越えて地域住民が集まる場所ですので、子どもだけでなく大人も関わりが持てるような取組を行うことで、子どもの読書活動を地域に広げていくことができます。そのためには本のある場所を整備し、地域で活動しているボランティアを中心として、読書の関連行事を開催するなど、地域への啓発活動が必要となってきます。

◆目標

- ①公民館、留守家庭児童クラブ及び児童センターの読書環境の整備
- ②地域の読書活動団体への支援
- ③本に触れる機会の創出
- ④家読の推進

◆方策

- ①公民館や留守家庭児童クラブ、児童センターに絵本・児童書を設置

地域の拠点となる公民館に図書室や図書コーナーを設け、子ども向けの絵本や児童書を置くことで、本との出会いの場を広げます。また、子どもたちが多く集まる留守家庭児童クラブや児童センターに本を置く場所を作り、図書館から団体貸出などで支援を行います。

- ②読み語りボランティアの支援

子どもへの読み語りなど読書活動を行うボランティア団体へ、会員募集のお知らせや練習場所の提供などの支援を行います。希望があれば、公民館や留守家庭児童クラブに出向いてもらい、おはなし会を開催して子どもたちが楽しめる場を設定します。

- ③公民館報への掲載

家読おすすめの本を掲載することで、新刊図書の情報提供や、読書活動の啓発を行います。

- ④家読フェスティバルの開催

地域が主体となり、物語や読み語りに関するイベントを開催することで、地域住民への家読の理解を深め、読書活動推進の機運を高めます。

(3) 幼稚園・保育園における子どもの読書活動の推進

子どもの生きる力を育てるには読書が不可欠です。読書は早い時期からの習慣づけが大切で、幼稚園や保育園の果たす役割は大きいものです。幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、乳幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行います。あわせて、保護者に対し読み語り的重要性や意義を周知します。

◆目標

- ①幼稚園・保育園における読書環境の整備
- ②教諭・保育士による読書活動の充実
- ③家読の推進

◆方策

①図書コーナーの整備

子どもが絵本に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めるとともに、図書の整備を図っていく必要があります。

0歳児から5歳児までの発達段階に応じた資料を揃え、園内で活用するだけでなく、家読につなげるために、貸し出しも促進します。物語絵本をはじめ、生き物、食べ物、生活習慣など様々な子どもの興味に応える資料を幅広く揃えます。資料が不足する場合は市民図書館の団体貸出を利用して補います。

②職員研修の充実

子どもが本への関心を深め、読書に親しむようになるためには、子どもに携わる人たちの児童図書に関する理解が必要です。そのため、教諭・保育士一人一人が読書の重要性を学び、児童図書に関する知識と、おはなしの手法などを深めるために学習会を園内で行います。また、研修の機会があれば積極的に参加し、学んだことを共有します。

③教諭・保育士による日常的な読み語り

子どもにとって、多くの時間を過ごす園での読書活動は重要ですので、教諭・保育士や友だちとの日常生活の中で絵本を楽しみ、たくさんの本に触れる機会を作ります。さらに、保護者や地域のボランティアが行う読み語りの活動を積極的に受け入れます。

④家読とノーテレビ・ノーゲームデーの実施

子どもの成長に読書が大切なことを保護者に啓発するとともに、具体的な取組を家庭へ提案します。

リレーうちどくなど、先進地区の事例を参考に、保護者会などと相談しながら無理のない形で家読とノーテレビ・ノーゲームデーに取り組みます。

(4) 学校における子どもの読書活動の推進

子どもを取り巻く生活環境は日々変化しています。学校図書館は、子どもが自ら本に出会い、読書の楽しみを見つけることができる場です。各年齢で出会うべき読書は、子どもの夢を育み、生きる力の源になるものです。読書の習慣形成、知的活動の推進のため、様々な興味や関心に応える魅力的な学校図書館として資料を整備・充実させていくことが必要です。

学校図書館は、児童・生徒が自ら学ぶ「学習センター」、「情報センター」としての機能と、豊かな感性や情操を育む「読書センター」としての機能があります。そして、それぞれの機能を果たすことが、「資料、施設・設備、人」に期待されています。学校図書館は、司書教諭や学校司書だけで運営するのではなく、そこに携わる人たちすべてが利用し、育てていく場として考えます。

◆目標

- ①学校図書館の機能の明確化
- ②学校図書館の整備・充実
- ③学校司書・司書教諭の配置
- ④職員の読書推進・研修
- ⑤本との出会いへつながる子どもの読書活動の推進

◆方策

- ①読書センター、学習センター、情報センター機能の充実

学校図書館の多様な機能を充実するために、図書館のネットワーク（情報、物流の確立）の構築を目指します。

- ②「図書館を使った調べる学習コンクール」への参加

子どもが自ら学ぶ力を成果に結びつけるために、平成28年度より伊万里市教育委員会が主催する「伊万里市民図書館・学校図書館を使った調べる学習コンクール」へ参加します。

- ③児童・生徒が行きたくなる心のオアシスとしての図書館

児童・生徒が進んで読書を楽しむために、自然に足を運びたくなるような明るく落ち着いた学校図書館環境の構築を目指します。

- ④学校図書館の資料の充実

豊富で多様な図書資料の整備のために、「学校図書館図書標準」をふまえ、資料の利用状況や資料状態を学習内容等に照らし合わせて見直し、使えなくなった資料を除籍し、買い替えを含めた蔵書の更新を行うことで、内容を伴った蔵書構築を目指します。

合わせてリサイクル本や寄贈本の活用を推進します。

⑤学校司書・司書教諭の配置

学校図書館法の一部を改正する法律第六条により、「学校司書」の名称や職務等が明記されました。学校図書館をより充実し、有効的な機能を果たすためには、学校司書の役割が重要で、そのため学校司書の職務内容を明確化し、専門職としての人材育成を計画していく必要があるため、各学校への配置が進むように働きかけを行います。

⑥職員の研修

すべての教員を対象とした読書活動に関わる研修会の実施を計画し、研修受講を奨励します。また、司書教諭をはじめ、学校図書館事務補助や図書館担当職員の研修会を実施し、児童・生徒の読書活動に関わる職員のスキルアップを目指します。さらに、学校図書館事務補助研修会では、読書活動ボランティアとの連携など研修内容の充実を図ります。

⑦読書指導の拡充

授業において、積極的に学校図書館や市民図書館を活用し、児童・生徒の読書指導や図書館利用指導の充実に努めます。また、読書感想文や読書感想画コンクールなどへの取組を通して、読書活動が表現活動につながるようにします。

⑧全教職員による読書活動の推進

教職員自らが読書に親しみ、読書指導や全校一斉読書活動並びに読み語りなどの読書活動の推進を行います。また、図書委員をはじめ、児童・生徒による本の紹介などの活動を奨励し、児童・生徒の自主的な活動（図書委員会や児童会・生徒会活動など）を活性化します。

図書館便りの発行やおすすめ本のコーナー設置、新刊情報や授業内容に合わせたブックリストの作成、ブックトークでの児童・生徒へおすすめの本の紹介など、読書活動に関する啓発活動の充実を目指します。

⑨本との出会いへつながる子どもの読書活動の推進

ノーテレビデー・ノーゲームデーの奨励とともに、保護者に対して読書を中心とした子どもとのコミュニケーションの重要性をPRします。また、「リレーうちどく」の活用により、学校と家庭とが連携した家読を推進します。

さらに、ボランティアの協力を得て、読み語りの活動を支援するなど、地域人材の活用を推進し、学校や市民図書館、読書活動ボランティアとのネットワーク構築を目指します。

(5) 公共図書館における子どもの読書活動の推進

公共図書館は子どもが誰でも利用でき、本との出会いや読書の楽しさを体験できる場所です。市民図書館では「ブックスタート事業」を始め、各種おはなし会、自動車図書館の巡回など、様々なサービスを展開して、子どもの成長に合わせて切れ目のないサービスをこれまで行ってきました。今後は、これらのサービスを市内の隅々まで広げて定着させることと、充実を目指していくことが重要な課題となります。

また児童サービス・青少年サービスを提供し続けるためには、担当職員が専門的知識・技能を修得し、ボランティアとの連携を図っていくことが不可欠です。

さらに、市で取り組んでいる家読についても、理解を深める啓発活動や研修の場を設けるなど、家読活動の普及・推進に取り組んでいきます。

◆目標

- ①市民図書館の整備・充実
- ②子ども向けサービスの充実・強化
- ③公民館等への支援
- ④研修機会の確保
- ⑤家読の推進

◆方策

①市民図書館の蔵書の充実

ブックスタートや乳幼児向けおはなし会の実施に伴い、乳幼児向け資料の充実を図ると共に、自動車図書館での巡回や団体貸出にもおすすめの図書を貸出できるよう、世代別に絵本や児童書を充実させます。

②市民図書館の利用促進

小学生以下の子どもは大人の同伴が必要なことから、大人に対しても積極的なPRを行い、親子で来館して図書館を利用するような働きかけを行います。

③公民館等への支援

図書室や図書コーナーが無い施設に対して、身近に本のある環境を整備するため、団体貸出などの支援を行い、読書環境を整備します。

④家読推進講演会の開催

家庭・学校・地域が連携して取り組む家読活動の理解を深めるため、研修の場を設けることで、家読の取組を発展させ、読書活動の啓発を行います。

⑤家読ホームページの充実

地域や時間にとらわれず、必要な情報を掲示したり、イベントの紹介を行ったりすることで、家読活動の情報提供を行います。

⑥「図書館を使った調べる学習コンクール」地域コンクールの開催

家読で培った読書の力を、図書館の資料を活用して子どもが自ら学ぶ力へと繋げるために、平成28年度から「伊万里市民図書館・学校図書館を使った調べる学習コンクール」を開催して、市内から広く作品を募集します。

募集した作品は審査を行い、優秀なものについては表彰すると共に、全国規模の「図書館を使った調べる学習コンクール」への出品を推薦します。



《自動車図書館「ぶっくん」による学級貸出》



《市民図書館の家読推進講演会》

(6) 関係機関の連携

本計画の推進については、市全体で一致協力して取り組む必要があります。伊万里市に育つ全ての子どもたちの健やかな成長のために、関係する各機関・団体が連携し、子どもと本をつなぐ全ての人たちが読書活動の推進に取り組んでいくことが重要です。

◆目標

- ①子どもの読書活動の推進体制の整備
- ②市民図書館を中心とした、子どもにかかわる関係機関・団体の連携と協働
- ③年代に切れ目のない子ども向けサービスの展開

◆方策

- ①伊万里市子どもの読書活動推進委員会の定期的な開催と活性化

本計画の推進にあたり、関係団体の連携・協力を図るため、関係者で構成される推進委員会を設置し、相互に情報交換や活発な議論及び事業の評価を行うための総合的な推進体制を整備します。

- ②市民図書館と関係機関・団体の連携

これまでも様々な場面で市民図書館と関係機関・団体は連携・協働して、子どもの読書活動を推進してきましたが、さらに連携を強化しながら状況に合わせてつながりを広げていくように進めていきます。

- ③地域内での連携と協力

公民館単位で13の地区に分かれているので、それぞれの特徴を生かして地区内の幼稚園・保育園、学校、社会教育施設、民間団体等が連携して、特色ある取り組みを行います。

- ④ブックスタート事業の推進

赤ちゃんから本に接する機会を作り、子どもの成長に合わせて読書活動が展開されるように進めるには、開始地点であるブックスタートが重要となります。市民図書館とボランティアが連携し、継続して事業を行います。

(7) 行政の役割

子どもの読書活動を推進するには関係する各機関・団体の働きが重要ですが、それだけでは補えない部分があります。市の施策としても、子どもの読書活動の推進に取り組み、さらなる読書活動の環境整備が必要とされています。

◆目標

- ①子どもの読書に関わる人材の育成
- ②普及啓発活動の推進
- ③優れた取り組みの奨励
- ④読書環境の整備

◆方策

- ①子どもの読書活動を支える人材の育成

子どもと本をつなぐ役割の司書や学校等の職員の能力向上と合わせ、読み語りやブックトーク等を実演・実践できるボランティアを育成するための研修会を開催します。

- ②「子ども読書の日」及び「子ども読書週間」並びに「家読の日」への取り組み

子ども読書の日（4月23日）と合わせて、子ども読書週間（4月23日～5月12日）についても、市民図書館を中心として啓発活動を進め、記念行事や読書に関連する行事を開催します。

さらに、毎月第3日曜日を「家読の日」と定めて、教育委員会で啓発活動を行うとともに、どの地域でも家読に取り組みやすい雰囲気を作りだすようにします。

- ③子どもの読書に関する各種情報の収集・提供

市民図書館で本や読書に関係する情報を集めて、関係機関・団体に効果的に活用できるように提供します。また、幼稚園・保育園、学校、社会教育施設、民間団体等でも子どもや周りの大人に積極的に情報を提供していきます。

- ④優れた取組の奨励と優良図書の普及

市内で活発に活動している各種機関や団体・個人について、子どもの読書活動優秀実践校、図書館、団体（者）の文部科学大臣表彰への推薦を行うとともに、市でも表彰を行います。また、社会保障審議会や全国学校図書館協議会等で推薦された優良図書の周知・普及を図ります。

- ⑤財政上の措置

市における子どもの読書活動の環境を充実させるために、必要な財政上の措置を講ずるよう努力します。